

## 荒川区町会連合会会議次第

### 1 会長あいさつ

### 2 区民課長あいさつ

### 3 議題

#### (1) 関係団体からの依頼事項

令和8年度清掃功労者感謝状贈呈対象者及び常任理事会役員等の推薦について  
(荒川区環境清掃推進連絡会) …………… 2ページ

「あらかわの心」ニュース第40号の周知について  
(「あらかわの心」推進運動区民委員会事務局) …………… 3～7ページ

#### (2) 区からの依頼事項

令和8年度ボウフラ駆除事業へのご協力について  
(生活衛生課) …………… 8～14ページ

「第20回尾久の原公園シダレザクラ祭り」のポスター掲示について  
「尾久の原公園シダレザクラのある風景」写真コンクールのチラシの回覧について  
(土木管理課) …………… 15～19ページ

学校施設建替え計画の検討状況(中間報告3回目)について  
(教育施設課) …………… 20～26ページ

令和8年春の荒川区交通安全運動実施結果報告書の提出について  
(生活安全課) …………… 27～29ページ

#### (3) 町会連合会運営事項

東京アプリについて  
「東京都 かわら版」に関する意向調査のお願い  
(区民課) …………… 30～36ページ

#### (4) 東京都からのお知らせ

「外国人住民向けポケットカード」及びチラシのご活用について  
令和8年度地域の底力発展事業助成について  
(区民課) …………… 37～41ページ

### 4 情報交換

### 5 次回 4月6日(月) 午後2時 庁議室

令和8年3月5日

各地区連合町会長 様

荒川区環境清掃推進連絡会  
会長 鈴木 文男

**令和8年度 清掃功労者感謝状贈呈対象者  
及び常任理事会役員等の推薦について**

**1 清掃功労者感謝状贈呈対象者の推薦について**

清掃事業に貢献した功績顕著な方（または団体）へ、荒川区環境清掃推進連絡会会長及び区長の連名で、感謝状を贈呈しますので、対象者の推薦をお願いいたします。

- (1) 推薦人数 後日案内する推薦依頼書に記載します。
- (2) 推薦依頼の時期  
令和8年4月下旬（予定）に、区民事務所長を通じて推薦依頼書を送付いたします。
- (3) 推薦期限 令和8年5月中旬（予定）
- (4) 感謝状贈呈式  
荒川区環境清掃推進連絡会定期総会（令和8年7月、サンパール荒川小ホールを予定）で贈呈式を行います。

**2 常任理事会役員等の推薦について**

常任理事会及び女性部会の各役員任期が満了となりますので、新役員の推薦をお願いいたします。

- (1) 役職名ごとの推薦人数等  
役員人数は、推薦依頼書に記載します。
- (2) 推薦依頼書の送付  
常任理事会の開催後に、区民事務所長を通じて推薦依頼書をご送付いたします。
- (3) 推薦期限 令和8年7月上旬（予定）
- (4) 役員の就任時期（任期1年間）  
感謝状贈呈式と合わせ開催する定期総会の際の議決等を経て就任します。

< 問合せ先 > 荒川区環境清掃推進連絡会事務局  
( 清掃リサイクル推進課内 )  
電話：5692 - 6697  
担当：栗村・上村

7あらかわの心第29号  
令和8年3月5日  
(公印省略)

各町会長・自治会長 殿

「あらかわの心」推進運動  
区民委員会事務局

「あらかわの心」ニュース第40号の周知について(依頼)

早春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、「あらかわの心」推進運動区民委員会の活動に多大なるご理解、ご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「あらかわの心」推進運動区民委員会では、「あらかわの心」ニュース第40号を発行いたしました。

このニュースは、「あらかわの心」推進運動の内容をお伝えするとともに、地域や参加団体で行われている行事や活動の事例を掲載し紹介していくものです。

第40号では、参加団体の活動報告を中心に掲載しました。

つきましては、より多くの方にご覧いただくため、町会・自治会回覧板での回覧をお願い申し上げます。また、回覧板をご使用でない場合も、皆様でご高覧頂けますよう、お取り計らいをお願い申し上げます。

町会長・自治会長の皆様をはじめ、各町会・自治会の皆様におかれましては本趣旨をご理解いただき、引き続きご協力賜りますよう何卒お願い申し上げます。部数の不足など、何かお気づきの点がございましたら、お手数ではございますが下記事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ(事務局)】

荒川区子ども家庭部児童青少年課青少年育成係  
電話03-3802-3814

# 「あらかわの心」ニュース



「あらかわの心」推進運動  
シンボルマーク

今号では、第17回「あらかわの心」カルタ大会の様子や参加団体の活動報告についてお届けします。



あらかわ あらみい

第40号

令和8年  
3月2日発行

## 「あらかわの心」 推進運動とは？

荒川区には、郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心が受け継がれてきました。

この「あらかわの心」を次代を担う子どもたちに受け継いでいくため、「あらかわの心」推進運動では、

- まず大人が行動する
- 大人と子どもと一緒に行動する
- 地域ぐるみで子どもを見守り育てる

という3つの視点に基づき、

- 笑顔で**あいさつ**をしよう
- きまり**を守ろう
- 思いやり**をもとう
- いろいろな**体験**をしよう
- 見守り**、声をかけよう

という心をつなぐ5つの取り組みを実践することで、大人も子どもも互いに尊重し、共に生きる地域社会の実現を目指します。



## 第17回「あらかわの心」カルタ大会



令和8年2月7日（土）、生涯学習センターで第17回「あらかわの心」カルタ大会が行われました。この大会は、「荒川は笑顔とあいさつにあう町」から始まる読み札でおなじみのカルタを使い、楽しみながら「あらかわの心」に親しんでもらおうと開かれているものです。

当日は小学1～3年生の41名が参加。「札が読まれるまでは手を膝に置く」などのルールをしっかりと守りながら、読み手の声を合図に、元気よく札を取り合いました。

真剣勝負の中にも笑顔があふれ、子どもたちは「あらかわの心」に触れ、ルールを守る大切さを肌で感じている様子でした。参加した子どもたちからは「また来年もやりたい」「家でもやってみたい」といったうれしい声も。

これからもカルタを通して、温かい「あらかわの心」の輪が地域に広がっていくよう、活動を続けていきます。



対戦相手を変えながら4試合行いました



授賞式の様子

## こどもまつりでカルタ会を開催しました

尾久・日暮里・荒川地区のこどもまつりで、「あらかわの心」カルタ会を開催しました。当日は、子どもから大人まで、世代を超えて一緒にカルタを楽しむ、温かい異年齢交流が生まれました。

何度も挑戦する子や友達と声を掛け合って参加する子もいたり、どの地区も大盛況でした。

今回のカルタ会を通じて多くの方に「あらかわの心」を身近に感じていただくきっかけになったのではないかと感じています。

また、このカルタ会で、進行役や読み手を手伝ってくれたのは、地域の中学生ボランティアの皆さんです。丁寧な進行と、会場を盛り上げる読み上げのおかげで、参加者全員が笑顔になる時間となりました。

今回のボランティアを通して感じたことについて、ご意見をいただきました。



カルタ会の様子

- ・子どもたちが楽しくやっている姿を見るとこっちも楽しかった。
- ・笑顔に溢れている子が居るととても貴重な時間となった。
- ・自分より小さい子とたくさんカルタができて楽しかった。

## 明るいあいさつが飛び交う学校に

尾久西小学校 校長 大野 良子

令和7年4月に尾久西小学校の代表委員会では、子どもたちの発案で「もっと尾久西小学校をよくするために？」という話し合いをしていました。

今、一番頑張っていきたいことは「明るいあいさつが飛び交う学校にしたい」ということでした。早速、5月の全校朝会で呼びかけ、翌日の登校時には、代表委員会が門に立って「あいさつ運動」を実施しました。

「あらかわの心」推進運動区民委員会からいただいた「のぼり旗」を持ち、「たすき」をして、元気いっぱい明るく「おはようございます」と声をかけていました。

「あいさつ運動」は、その後も毎学期、学級ごとに続けています。先日、地域の方からも「尾久西小学校の子どもたちはよくあいさつをしてくれますよ。」

との嬉しいお言葉をいただきました。これからも、子どもたちと共に、尾久西小学校に関わる全ての人々が笑顔で過ごせる学校づくりを進めて参ります。



あいさつ運動の様子

## 地元の街全体がフィールド！ 親子で楽しめる「ロゲイニング大会」

荒川区青少年委員連絡会南千住ブロック長 小寺 政央

令和7年11月23日（日・祝）、荒川区青少年委員連絡会南千住ブロックは、第三瑞光小学校にて「南千住地区ロゲイニング大会」を開催しました。南千住の名所や公共施設に設定したチェックポイントを時間内にどれだけ回り、ポイントを獲得出来るかという親子競技です。

各学校、PTA会長、地域の皆様から温かいご協力をいただき、定員を超える約50組の親子が参加してくださいました。

私は「隠しポイント」になり公園に潜んでいましたが、見つけた時に満面の笑みで喜ぶ親子の様子をみて“大切な思い出の1ページ”になれたかなあとしみじみ嬉しく思いました。

そして閉会式を迎え、いたるところで親子同士交流を持つ様子を見ることができ、また「楽しかった！」「来年も参加したい！」と沢山の皆さんに言ってもらえて心から嬉しい気持ちになりました。

これからも地域を愛する温かい心を育むことができるようなイベントにしていきたいと思えます。



ロゲイニング大会

## 保護司会の新たな活動紹介

荒川区保護司会 上原 憲太郎

荒川区保護司会では、保護司の担い手を広げる取り組みの一環として、令和7年度に区内で開催された三つの大きなイベントにブースを出展しました。

参加したのは、「川の手荒川まつり」「尾久っ子ワクワクまつり」「にっぽり青空こどもまつり」です。

当日はどのイベントも天候に恵まれ、会場は多くの来場者でにぎわいました。ブースでは、保護司の活動について紹介しながら、地域の皆さまと直接お話しする機会を持つことができました。立ち寄ってくださった方々からは、保護司の役割について関心を寄せていただく声も多く聞かれました。

荒川区保護司会では、今後も地域のイベントなどを通じて、保護司の活動を身近に感じていただけるよう、引き続き取り組んでまいります。



ブース出展（川の手荒川まつり）

## 荒川区民ミュージカル あらかわ宝物さがし物語PART3 ～魅力発信あらかワンダーランド～

「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事 室伏 京子

令和7年12月14日（日）、サンパール荒川大ホールにて、第3弾となる荒川区民ミュージカルが盛大に上演されました。

折しも昭和100年にあたる年に、オーディションで選ばれた6歳から80代までの区民や、宮城県石巻地区からの友情出演の方々など総勢100名超が出演。「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会のメンバーもキャストとして6名が参加し、5月から半年間に及ぶ稽古を共に重ねてきました。

世代や立場を超えて一つのチームとなり、生バンドの演奏に乗せて歌い踊る姿は、まさに人と人との温かいつながりそのもの。舞台を通じて結ばれた固い絆に、ここでも確かな「あらかわの心」が感じられました。「荒川の宝物は子どもたちだ」という熱いメッセージに、会場を訪れた多くの観客からは感動の涙と惜しみない拍手が送られました。



キャストの皆様

## “伝統工芸inにっぽり”を開催して

荒川区青少年育成日暮里地区委員会

11月29日（土）荒川区青少年育成日暮里地区委員会では“伝統工芸inにっぽり”を開催し、江戸指物伝統工芸士の根本一徳様をお招きして、箸の作り方をご指導頂きました。

子どもたちには「夕食は自分で作った箸で食べましょう」と伝えながら、素敵な箸を作っている様子を見守りました。

箸づくりの他にも、缶バッジに思い思いの絵を描いたり、あら坊などのシールを貼る等、各々素敵な缶バッジを作っていました。

また、電子オルゴールづくりでは、細かい部品を差し、メロディー♪が流れた時は、作る喜びを感じたのではないかと思います。

来年もまた伝統工芸など、ものづくりの楽しさを体験できる企画を考えたいです。



作成した箸



## 令和8年新春タコあげ大会

荒川区青少年育成南千住地区委員会 環境対策部長 板井 亮師

毎年、年明け二週目の日曜日に、日本のお正月遊びである、凧作りと凧揚げを子どもたちに体験して楽しんでもらえるように「新春タコあげ大会」を開催しています。

今年も児童や保護者、校長先生など総勢250名ほどの参加者で大変盛大に開催することができました。

当日は絶好の凧揚げ日和を予感させられる季候の中、滝口荒川区長にもご挨拶いただき開会しました。

凧作りでは、しっぽの貼り方や一人ひとりの個性が絵柄に表れ、十人十色の凧が完成しました。中学生ボランティアの生徒たちも作り方のサポートをしていて、とても微笑ましかったです。

グラウンドで行った凧揚げは格別な思い出となった事だと思います。こうした行事での体験をこれからも大切に記憶に留めてもらえれば嬉しい限りです。



凧揚げの様子

# 荒川工科高等学校連携イベント開催

## 荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会

都立荒川工科高等学校(定時制課程)のご協力のもと、令和7年12月に「電子ちょうちん製作」、令和8年1月に「キャンドルクラフト」体験を開催しました。どちらも区内の小学3年生から6年生までの児童およそ40名が参加しました。このイベントは今年度で5回目となります。今回も生徒の皆さんと先生方が子どもたちを温かく迎え、体験がスタートしました。

生徒の皆さんは、子どもたち一人ひとりに声をかけ、注意点やコツを優しく丁寧に教えてくれました。サポートを受けた子どもたちは難しい工程も最後まで諦めず、素敵な作品を完成させることが出来ました。

はじめは緊張した様子の子も、最後には生徒の皆さんと笑顔で話したり、参加者同士で完成した作品を見せあったりするなど、楽しそうな様子が見られました。また、校内には生徒の皆さんが製作した遊具も設置され、子どもたちに大人気でした。

今回、参加した子どもたちからは、「わかりやすく教えてくれて楽しかった」「普段体験できないことができて嬉しかった」「また参加したい」との声をいただきました。ものづくりの楽しさや荒川工科高等学校の魅力を感じてもらえたと思います。

今後も、子どもたちに学びや体験の機会が提供できるよう、楽しいイベントを企画してまいります。



制作時の様子



電子ちょうちん・キャンドル



生徒製作の遊具で遊ぶ様子

## アンケート

アンケートにお答えください。抽選で30名の方に「あらかわの心」オリジナルサコッシュをプレゼント致します。郵送が電子申請によりご応募ください。

### ●郵送の場合

はがきに、1. 住所 2. 氏名 3. 電話番号 4. アンケート①②③④ をご記入の上、本ページ左下宛先を切り取り、はがき宛先面に貼り付け、お送りください。

### ●電子申請の場合

こちらのQRコードを読み込み、応募画面にお進みください。



### ●締め切り

令和8年6月12日(金)。当選者の発表はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

なお、いただいたご意見等は、ニュース等の広報誌でご紹介させていただくことがありますので、ご了承ください。



オリジナルサコッシュ  
(ネイビー)

### アンケート

- ①以前から「あらかわの心」運動を知っていましたか。
- ②「あらかわの心」運動を何で知りましたか。
- ③もっとも興味・関心をもった記事は何ですか。
- ④「あらかわの心」運動へのご意見・ご感想を教えてください。

## 「あらかわの心」カルタの販売について

このカルタは、あいさつ・きまり・思いやり・体験・見守りの心をつなぐ5つの取り組みを表現しており、大人も子どもも楽しみながら、「あらかわの心」について一緒に考えていただけるカルタです。カルタは荒川区役所2階の児童青少年課窓口で販売しています。(一組500円)



### 第40号 令和8年3月2日発行

発行 「あらかわの心」推進運動区民委員会事務局  
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3  
(荒川区子ども家庭部児童青少年課内)

TEL.03-3802-3814 FAX.03-3802-3174  
<Eメール> arakoko@city.arakawa.lg.jp

### <ホームページ・寸劇動画>

下記QRコードから、ホームページと「あらかわの心」PR寸劇をご覧ください。

「あらかわの心」  
推進運動  
ホームページ



「あらかわの心」  
P R 寸劇  
(YouTube)



〒116-8501

東京都荒川区荒川2-2-3

荒川区子ども家庭部児童青少年課内  
あらかわの心ニュースアンケート係

各町会長・自治会長 様

荒川区保健所 生活衛生課長  
田久保 英世

令和8年度ボウフラ駆除事業へのご協力について(お願い)

日ごろより当区的环境衛生行政について格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

蚊が媒介するデング熱やジカ熱などの感染症を予防するため、平成28年度から町会、自治会のご協力によるボウフラ駆除事業を実施しています。

令和8年度につきましても、引き続きボウフラ駆除事業を下記のとおり実施しますので、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 **実施期間** 令和8年5月～10月(6か月間)
- 2 **実施方法** 1か月に1回、雨水桝1か所につきボウフラ駆除剤1錠を投入します。  
投入時期の目安としては、月の中旬を目安に投入してください。
- 3 **協力謝礼金** 薬剤1錠投入につき10円(上限:12,000円/6か月間となります)
- 4 **参加申込** 同封しました「ボウフラ駆除事業連絡票」(別紙)網掛部分に必要な事項をご記入いただき、荒川区保健所生活衛生課あて令和8年4月3日(金)までに送付をお願いいたします。  
(生活衛生課の窓口又は区民事務所に持参していただいても結構です。)
- 5 **薬剤配付** ボウフラ駆除剤は、4月の平日(8:30～17:15)にお届けします。  
(配達先に予め電話連絡をした上で区職員が配達します。)  
途中でボウフラ駆除剤が足りなくなってしまう場合や、途中から新規で参加していただける場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ】荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係  
電話 3802 - 3111 内線426  
FAX 3806 - 2976



# ボウフラ駆除薬剤の取り扱いについて

荒川区のボウフラ駆除事業にご協力いただきありがとうございます。

ボウフラ駆除薬剤を使用する前に取り扱い等について確認をお願いします。

## 1 ボウフラ駆除薬剤の性質

昆虫成長制御剤（IGR）の1つで、ボウフラの羽化を阻害して蚊にならなくする殺虫剤です。成分のピリプロキシフェンは幼若ホルモン様活性物質です。

これはボウフラを直接殺すものではないため、入れてすぐにボウフラが死ぬことはありません。

標的害虫に特異的な作用を示します。

魚など虫以外の生物に対する毒性は極めて低く、安全な薬剤です。

水に入れると泡を出して溶け、拡散します。

効果は、静水域で約1か月続きます。

（投入直後に大雨などで薬剤が流れてしまうと効果がなくなってしまうです）

## 2 薬剤使用方法

### 投入時期及び投入前の注意

- ・月1回投入してください。  
あらかじめ毎月入れる日にちを決めておきましょう。
- ・雨の直前・直後は避けます。天気予報に注意して投入する日を決めましょう。
- ・薬剤は砕けやすいので、丁寧に扱きましょう。

**ご注意** 薬剤の毒性は強くありませんが、手袋をしたほうが安全です。

素手で扱った後は、石けんと水で手をよく洗いましょう。



### 雨水ますへの投入方法

- ・道路の雨水ますや敷地内の排水口に薬剤を1錠そのまま投入してください。
- ・雨水ますに1錠入れれば十分です。複数入れても効果は変わりません。



## 荒川区ボウフラ駆除事業注意事項

- ・水の溜まっていない雨水ますに入れる必要はありません。
  - ・水を取り替えられる場所（防災バケツ等）には薬剤を入れないでください。
- 1週間に1回程度水を取り替えることでボウフラの発生を防げます。

**ご注意** 国道など交通の激しい道路での作業は危険ですので避けましょう。



雨水ますにのみ投入します



良くない例

このお皿には  
入れない

植木鉢のお皿には投入しません

### 湿気・水濡れ厳禁

- ・水や湿気に弱いので、袋をしっかりと密閉し、乾いた冷暗所に保管しましょう。
- 湿気を含むとぼろぼろに崩れ、効果を発揮できなくなります。

**ご注意** ラムネのような外観なので、誤飲されないよう保管に注意してください。

### 危険有害性情報

- ・燃焼ガスを吸入すると有害（CO、NO<sub>x</sub>等）です。
- ・水生生物は種類によって毒性があります。



オニボウフラ

### 注意

使用前に本記載内容をよく読み、小児の手の届くところに置かない。

### してはいけないこと

薬剤を口や目に入れないこと

### 病院にて診察してもらうこと

万一、誤って薬剤を飲み込んだ場合や、薬剤の使用により頭痛、目や喉の痛み、咳、めまい、吐き気、気分が悪くなった場合などには、直ちに使用を中止し医師の診察を受けてください。

医師の診察を受ける際には、薬剤がジフェニルエーテル系の殺虫剤であること、薬剤の名称（不快害虫用スミラブ発泡錠）、成分名（ピリプロキシフェン）、症状、被曝状況などについて出来るだけ詳細に医師へ教えてください。

### 使用に際しての注意

- (1) 定められた用法及び用量を遵守してください。
- (2) 薬剤によってアレルギー症状やかぶれなどを起こしやすい体質の方は、薬剤作業には従事しないでください。
- (3) 環境を汚染しないよう乱用を避けてください。養殖池や井戸、地下水を汚染する恐れのある場所や、ミツバチや蚕などに被害を及ぼす恐れのある場所には使用しないでください。
- (4) 食品、食器、飼料、おもちゃ、愛玩動物、寝具、衣類などはあらかじめ他へ移すか、あるいは格納し、薬剤がかからないようにしてください。

### 使用中又は使用後の注意

- (1) 使用後は必ず手や指などを石けんと水でよく洗うとともに、水でうがいをしてください。
- (2) 万一、薬剤が口や目などに入ったときには、直ちに水でよく洗い流してください。また、必要に応じ医師の診察を受けてください。

### 保管上の注意

- (1) 繰り返しませんが、湿気厳禁です。  
湿気を吸ってしまうと薬剤が崩壊し始め、投入しても発泡せずに効果が落ちてしまいます。そのため使用後、残った薬剤は必ず防湿袋の封をしましょう。
- (2) 食品、食器、飼料などと区別し、小児の手の届かない所で直射日光が当たらない乾燥した涼しい場所に保管してください。

### その他の注意

- (1) 使用済みの袋は適切に処分してください。
- (2) 一度開封した薬剤は速やかにお使いください。  
そのまま放置していると湿気を吸い、効果が落ちてしまいます。
- (3) 使用に際し、ご不明な点や事故などがあつた場合は製造元へご連絡ください。

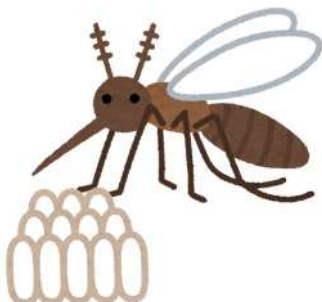
### 【中毒時の緊急連絡先】

公益財団法人 日本中毒情報センター

事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る

中毒110番 (大阪) 072-727-2499 (24時間対応)

(つくば) 029-852-9999 (9時~21時対応)



### 【問い合わせ先】

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係

03-3802-3111 内線426

7 荒健衛第4383号  
令和8年3月5日  
( 公 印 省 略 )

各町会長・自治会長 様

荒川区保健所 生活衛生課長  
田久保 英世

「蚊の発生防止強化ポスター」掲示のお願い

平素より、当区の環境衛生行政について格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

区では蚊の発生する季節を迎え、デング熱やジカウィルス感染症等の蚊媒介感染症予防の啓発用ポスターを作成しました。

つきましては、各町会・自治会様において、掲示版でのポスター掲示についてご協力をお願い申し上げます。

記

1 ポスターの内容

( 掲示用 ) ポスター 「 あら、蚊はどこから・・・ 」

2 ポスターの掲示期間

令和8年5月～10月(可能な範囲でお願いします)

ポスターが破れたり、汚くなった場合、撤去していただいてもかまいません。

(お問い合わせ先)

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係

電話 3802 - 3111内線426

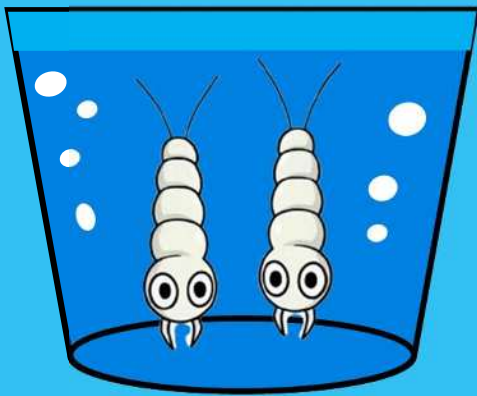
FAX 3806 - 2976

蚊を  
減らしましょう



かゆい  
だけじゃ  
ない!

あら、蚊は  
どこから...?



蚊の発生を減らすため  
蚊が卵を産む「たまり水」を  
なくしましょう!

デング熱、ジカウイルス感染症は  
蚊が媒介する感染症です。



荒川区保健所では、蚊の発生を防ぐため、  
町会や自治会と協力して、雨水ます、  
区内の公園、児童遊園、防災広場等に  
ボウフラ駆除剤の投入を行っています。

荒川区



発行：荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係  
登録番号：令和 年 月( ) 号

7 荒防土第 5 6 1 4 号  
令和 8 年 3 月 5 日

町会連合会会長 各 位

荒川区防災都市づくり部  
土木管理課長 大 木 浩

「第 20 回尾久の原公園シダレザクラ祭り」のポスターの掲示について（依頼）

春暖の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当区の緑化事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて当区は、尾久の原公園シダレザクラの会と共催し、令和 8 年 3 月 2 8 日に「第 2 0 回尾久の原公園シダレザクラ祭り」を開催する運びとなりました。

なお、当日雨天の場合は、令和 8 年 3 月 2 9 日に順延します。

つきましては、このことについて区民の皆様幅広く周知し、多くの方々にご参加いただくため、ポスターの掲示をしていただきたく、毎度のお願いで恐縮ですがよろしくお願ひ申し上げます。

## 記

### 1 依頼事項

「第 2 0 回尾久の原公園シダレザクラ祭り」のポスターの掲示

### 2 ポスターの掲示期間

ポスター配付日から令和 8 年 3 月 2 9 日（日）まで

問合せ 荒川区防災都市づくり部土木管理課  
維持みどり係 八頭司、高橋、吉村  
電話 0 3 - 3 8 0 2 - 4 4 8 3

第20回

第20回  
尾久の原公園

20  
シダレザクラ  
祭り

(令和6年度「さくら投句会」特選作品)

咲き垂れて

影さへうたふ

桜かな

董久様

## 20回記念イベント

シダレザクラのポストカードが  
できあがる重ね捺しスタンプ

SNS「#尾久の原公園  
シダレザクラ祭り」キャンペーン  
SNSに投稿して20回  
スペシャル缶バッジ  
をゲットしよう  
(先着100名)



桜色のバルーンアートを  
小学生以下のお子様へ  
プレゼント(数に限りあり)

### イベント

- ステージショー
- 子ども向けゲーム
- 模擬店
- 写真コンクール
- 物産展  
(荒川区交流都市)
- さくら投句会
- 野点
- 官公庁PRブース
- 草花即売会
- など

令和7年「尾久の原公園シダレザクラのある風景」  
写真コンクール

最優秀作品 多久 未来 様

令和8年 3月28日(土)

※雨天順延3月29日(日)

午前10時から午後3時まで

# 尾久の原公園 シダレザクラ祭り



令和7年「尾久の原公園シダレザクラのある風景」  
写真コンクール

ジュニア部門最優秀作品 太田 沙蘭 様

同時開催

## 尾久の原スプリングフェスタ

抽選会

区内共通お買い物券が当たる  
抽選会を実施します。

抽選券の配布/開催日当日、会場内にて配布いたします。  
(数に限りあり)

結果発表/会場内のステージにて発表いたします。

主催/荒川区商店街連合会

景品

区内共通お買い物券

- 1等 30,000円 3本
- 2等 10,000円 10本
- 3等 5,000円 25本
- 4等 3,000円 33本

【テーマ】「シダレザクラの園でのお祭りも節目の20回  
～私たちができるSDGsについて考えよう～」

【主催】尾久の原公園シダレザクラの会

【共催】荒川区

【後援】東京都東部公園緑地事務所

【協力】荒川生花商組合、荒川区高齢者クラブ連合会、  
荒川区少年団体指導者連絡会、尾久警察署、  
尾久消防署

【お問い合わせ】尾久の原公園シダレザクラの会事務局  
(荒川区役所内) 電話: 03-3802-4483

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



お祭りの  
詳細はこちら



7 荒防土第 5 6 2 1 号  
令和 8 年 3 月 5 日

町会連合会会長 各位

荒川区防災都市づくり部  
土木管理課長 大木 浩

「尾久の原公園シダレザクラのある風景」写真コンクールのチラシの回覧について(依頼)

春暖の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当区の緑化事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、当区は、尾久の原公園シダレザクラの会と共催し、「尾久の原公園シダレザクラのある風景」写真コンクールを開催する運びとなりました。

つきましては、このことについて区民の皆様幅広く周知し、多くの方々にご参加いただくため、チラシの回覧をしていただきたく、毎度のお願いで恐縮ですがよろしくごお願い申し上げます。

## 記

### 1 依頼事項

「尾久の原公園シダレザクラのある風景」写真コンクールのチラシの回覧

問合せ 荒川区防災都市づくり部土木管理課  
維持みどり係 八頭司、高橋、吉村  
電話 03 - 3802 - 4483



# 尾久の原公園 シダレザクラのある風景

## 写真コンクール作品募集



### 応募方法

テーマ  
応募締切  
応募資格  
贈賞  
応募方法等

尾久の原公園のシダレザクラ

公園北側の隅田川沿い・東尾久運動場のシダレザクラも含まれます

令和8年5月29日(金)(必着)

どなたでも応募できます。

最優秀賞、優秀賞、佳作を決定し、記念品(五千円相当)を贈呈します。



左記の二次元コードからご応募ください。また、区役所北庁舎2階尾久の原公園シダレザクラの会事務局又は各区民事務所、各図書館にて配布している応募要領をご確認ください。

さらに、入選作品はお祭りのポスターや区報等の広報に使用させていただきます!

# 令和8年「尾久の原公園シダレザクラのある風景」 写真コンクール応募要領

テーマ	「尾久の原公園のシダレザクラ」をテーマにした情景写真 公園北側の隅田川沿い・東尾久運動場のシダレザクラも含みます。
応募資格	どなたでも応募可能です。
応募条件	本コンクールは、デジタル写真のオンライン応募および紙焼写真の郵送(または持参)による応募とします。 オンライン応募作品の形態は、撮影した画像データまたはスキャン画像データ(JPEG形式のみ)に限ります。 応募作品は応募者本人が撮影したオリジナルの未発表作品に限ります。 応募者1人につき1作品の応募とします。ご家族や他人の名前を使用して応募することは固くお断りいたします。 画像の加工、合成をしたものは不可とします。軽微な色の調整は可とします。
応募方法	[オンライン応募の場合] 右記の二次元コードを読み込み、応募フォームからご応募ください。 [郵送・持参の場合] 下記応募用紙に必要事項を記入のうえ、写真と併せて問合せ先までご応募ください。写真はカラープリントで、A4サイズまたは四つ切りとします。
応募期間	令和8年3月19日(木) から 令和8年5月29日(金)まで (必着)
贈賞	最優秀作品、優秀作品、佳作を選出します。 入賞者には記念品(五千円相当)を贈呈します。 入選作品は尾久の原公園シダレザクラ祭りのポスターや区報などの広告に使用させていただきます。
審査	尾久の原公園シダレザクラの会及び一般投票
入選発表	入賞者のみに、令和8年3月末までに、個別でご連絡いたします。 入賞作品はネガ、データ(CD-Rもしくはメール)を提出していただきます。応募作品の著作権は主催者に帰属します。
注意点	応募作品は著作権や肖像権、プライバシーを侵害する恐れのないものに限ります。作品に人物が含まれる場合については応募者が必ず承諾を得てください。 中学生以下の方が映っている場合は保護者の承諾を得てください。 被写体の肖像権や著作権等は、応募者の責任において承諾を得てください。 <b>第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情、請求、異議申し立て等があった場合、応募者がすべて対処するものとします。主催者及び区は一切の責任を負いかねます。</b> 応募規定及び公序良俗に反するもの、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害し、または侵害する恐れのあるものについて、主催者は何ら通知などを行わずに、審査の対象外とすることができるものとします。 危険な行為や周辺への迷惑等、無理な撮影をしないように十分注意してください。 応募作品の返却はしません。 ポスターや区の広報に使用する際は、著作者の承諾を得ることなく応募作品の一部を加工する場合があります。
主催	尾久の原公園シダレザクラの会
問合せ先	〒116 - 8501 東京都荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区役所土木管理課内 尾久の原公園シダレザクラの会事務局 電話 03 - 3802 - 3111(内線2752)



応募フォーム

<キリトリ線>

## 令和8年「尾久の原公園シダレザクラのある風景」写真コンクール 応募用紙

氏名	フリガナ	電話	
住所	〒 -		
撮影日	令和8年	月	日
注意点について	注意点について確認しました。 確認し をお願いします。		

## 学校施設建替え計画の検討状況（中間報告 3 回目）について

内 容	<p>1 概要 学校施設建替え計画案について、中間報告 2 回目から変更を行うとともに、建替えに伴う教育の質の向上についての考え方をまとめたので、3 回目の中間報告を行う。</p> <p>2 これまでの経緯  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和 6 年 1 2 月</td> <td style="width: 10%;">4 日</td> <td>文教・子育て支援委員会報告（中間報告）</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年 7 月</td> <td>1 日</td> <td>文教・子育て支援委員会報告（中間報告 2 回目）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 月～10 月</td> <td>小中学校長会、町会連合会、小中学校 PTA 連合会、瑞光小・汐入小・汐入東小・六瑞小・六日小の在校生保護者等、区立・私立保育園及び幼稚園園長地区委員会会長等への説明</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 月 16 日</td> <td>文教・子育て支援委員会報告（保護者説明会実施状況及び今後の予定）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 月</td> <td>町屋・日暮里地区委員会への説明</td> </tr> </table> </p> <p>3 中間報告 2 回目からの変更点等  (1) 代替校舎の候補地について  新たに荒川遊園 B 地区を候補地とし、これに伴い第六瑞光小敷地内について候補地から除外する。</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>【中間報告 2 回目時点】</b>  代替校舎候補地 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">➔</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>【変更後】</b>  代替校舎候補地 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生涯学習センター</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生涯学習センター</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">汐入東小</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">汐入東小</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第五中敷地内</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第五中敷地内</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第六瑞光小敷地内</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><b>荒川遊園 B 地区</b></td> </tr> </table> </div> <p>(2) 荒川遊園 B 地区を候補地とした理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告 2 回目時点の代替校舎候補地である 4 か所は、区の東側に多く位置しており、荒川遊園 B 地区に代替校舎を確保することで、可能な限り近い場所に代替校舎を設置することができる。</li> <li>・ 中間報告 2 回目時点の検討状況では、尾久地域の学校は、汐入東小や生涯学習センターの代替校舎に通う想定となっていたが、荒川遊園 B 地区の代替校舎に変更することで、通学時間の短縮、児童の負担軽減、保護者の不安の軽減を図ることができる。</li> <li>・ 荒川遊園 B 地区の周辺には、スポーツハウスと運動場があるため、改めて整備することなくプール授業や校庭として利用できる。</li> <li>・ 第二期以降の建替え時にも代替校舎として活用することで、尾久地域の児童生徒の負担軽減等に繋がる。</li> </ul>	令和 6 年 1 2 月	4 日	文教・子育て支援委員会報告（中間報告）	令和 7 年 7 月	1 日	文教・子育て支援委員会報告（中間報告 2 回目）		7 月～10 月	小中学校長会、町会連合会、小中学校 PTA 連合会、瑞光小・汐入小・汐入東小・六瑞小・六日小の在校生保護者等、区立・私立保育園及び幼稚園園長地区委員会会長等への説明		10 月 16 日	文教・子育て支援委員会報告（保護者説明会実施状況及び今後の予定）		11 月	町屋・日暮里地区委員会への説明	<b>【中間報告 2 回目時点】</b> 代替校舎候補地	➔	<b>【変更後】</b> 代替校舎候補地	生涯学習センター		生涯学習センター	汐入東小		汐入東小	第五中敷地内		第五中敷地内	第六瑞光小敷地内		<b>荒川遊園 B 地区</b>
令和 6 年 1 2 月	4 日	文教・子育て支援委員会報告（中間報告）																													
令和 7 年 7 月	1 日	文教・子育て支援委員会報告（中間報告 2 回目）																													
	7 月～10 月	小中学校長会、町会連合会、小中学校 PTA 連合会、瑞光小・汐入小・汐入東小・六瑞小・六日小の在校生保護者等、区立・私立保育園及び幼稚園園長地区委員会会長等への説明																													
	10 月 16 日	文教・子育て支援委員会報告（保護者説明会実施状況及び今後の予定）																													
	11 月	町屋・日暮里地区委員会への説明																													
<b>【中間報告 2 回目時点】</b> 代替校舎候補地	➔	<b>【変更後】</b> 代替校舎候補地																													
生涯学習センター		生涯学習センター																													
汐入東小		汐入東小																													
第五中敷地内		第五中敷地内																													
第六瑞光小敷地内		<b>荒川遊園 B 地区</b>																													

(3) 荒川遊園B地区を活用するための流れ

- ・都市公園内に占用許可を得て代替校舎を設置することになるため、国家戦略特別区域法などの活用に向けて、関係機関と協議を進めていく。  
なお、当該地区を活用する場合には、遊びと学びのハイブリット施設として再整備する方針を変更することとなる。

4 新たなロードマップの考え方

教室不足への対応のため第六日暮里小の1校目着手(令和13年度)は変更せず、生涯学習センターの代替校舎としての活用時期も変更しない。

尾久地域の学校は、より近い代替校舎を利用できるように代替校舎を荒川遊園B地区とし、令和15年度から活用する。

尾久宮前小は、荒川遊園B地区に比較的近いことから、最初にこの代替校舎を活用することとし、4年前倒しする。このため、赤土小を第二期へ変更し、これに伴い、第四峡田小を第一期に繰り上げる。

通学について

- ・可能な限り近い代替校舎に通学できるよう変更し、より安全な通学ができるようにする。

第二峡田小 生涯学習センター、尾久宮前小・赤土小 荒川遊園B地区、  
第四峡田小 第五中

第二期以降も、尾久地域の学校は荒川遊園B地区の活用を検討する。

小中一貫教育について

- ・第七峡田小・第五中：令和11年構想・設計に着手(2年前倒し)し、開校を令和20年度から令和18年度にする。
- ・赤土小・第九中：荒川遊園B地区の代替校舎を利用できるように令和17年構想・設計に着手(2年後倒し)し、開校を令和22年から令和24年度にする。

統合等に関して

< 汐入東小 >

- ・合意形成の時間を確保するため閉校時期を3年後倒しにし、令和15年度末とする。

< 瑞光小 >

- ・代替校舎として活用する汐入東小の閉校を3年後倒しにすることから、新校舎の供用開始を令和18年度から令和21年度とする。

- ・汐入東小代替校舎へのバス通学は変更なし。

< 第六瑞光小 >

- ・瑞光小の新校舎が出来る前年度の令和20年度末までの設置とする。

- ・汐入東小の代替校舎は利用しない。このため、バス通学はしない。

- ・その後は、既存校舎を解体のうえ、新たに多様な学びができるような場等について検討する。

新たなロードマップ案は別紙1のとおり

## 5 建替え期間中の対応

### (1) 通学の方法について

代替校舎が歩ける範囲にある場合は、徒歩での通学とするが、距離のある場合には、スクールバス等の通学手段とするなど、他自治体事例等を参考に、区内の道路や交通状況を考慮し、安全安心に通学できるよう具体的な検討を進めていく。

### (2) 子ども達への対応について

建替え期間中、児童生徒の心理的負担を軽減するために、スクールカウンセラー等による相談体制の充実などを図る。

校舎の建替えという特別な経験であることを前向きに捉えるために、建替え中の工事現場や建設工程の見学などを通して、興味・関心を引き出す機会とすることを検討する。

### (3) 学校施設の利用について

学校施設は、様々な用途で地域の方に利用されているため、建替え期間中の対応について、各学校施設について検討を進める。

特に、災害時の避難所について、建替え対象校の近隣において、代替となる場所を関係部署と連携し検討する。なお、避難所が変更となる際には、相当の期間を設けて混乱が生じないよう周知に努める。

## 6 教育の質の向上についての考え方

### (1) 新しい学校の施設について

#### ア) 新しい学校の整備方針

建替え後の新しい学校は、下記の5つの視点を基本に、伝統や個性、地域性等を考慮して、学校ごとに特色のある活動や多様な教育活動を推進できる校舎としていく。また、設計の際には地域の方々等も含めてどのような学校にしていくのか、議論する場やワークショップ等の開催も検討し、地域一体となり新しい学校を作っていく。

- ・新しい時代の学びの実現
- ・安全安心
- ・快適な空間及び維持管理のしやすさ
- ・環境に配慮し、持続可能な社会に資する
- ・地域の拠点

「新しい時代の学び」とは、文部科学省が提唱している、現代社会の変化に対応するための新しい教育のあり方であり、これまでの「知識の詰め込み」から「知識をどう活用するか」について、学習の目的と方法を転換することであり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実、AI化やグローバル化が進む予測困難な現代社会において、資質・能力の転換、「主体的・対話的で深い学び」の実現をしていくことである。

#### イ) 学校施設の整備水準

建替え後の学校施設については、一定の水準を確保するため、基本的な整備の考え方等をまとめた「学校施設整備水準」を策定予定である。例として、教室の面積の拡大、少人数教室・クールダウンスペース・登校サポートルーム・多目的スペースなど多様な空間の確保、学校図書館のさらなる充実、職員室など教職員の働きやすい執務環境の整備、施設の地域貸し出し機能や地域避難所機能の強化、バリアフリー対応などを検討し、教育環境の向上を図る。

(2) 小中一貫教育について

ア) 小中一貫型小学校・中学校と義務教育学校の違い

小中一貫校と義務教育学校の違いは、以下のとおりである。

区では、小学校と中学校のそれぞれの組織体制が形成できる小中一貫型的小学校・中学校を検討していく。

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
組織	小・中それぞれに教職員組織	1つの教職員組織
教員免許	所属する学校の免許が必要	原則小中学校両方の免許が必要
教育課程	9年間の系統性・体系性配慮がなされている教育課程の編成 9年間の教育目標の設定	
校名	既存校名は変わらないが、学校全体を呼ぶための通称名を小学校名と中学校名の前に付けるケースが一般的 例： 学園 + 小・中 ( 通称名 + 正式学校名 )	既存の小学校と中学校の校名は廃止し、新たに義務教育学校としての校名をつける。 例：〇〇学園 ( 正式学校名 )

イ) 小中一貫教育のメリット・デメリット

小中一貫教育におけるメリット・デメリットとして以下が挙げられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○異学年との交流の機会が増える</li> <li>○きめ細やかな指導により、中学校への進学に際して、子どもたちは速やかに順応できる</li> <li>○中1ギャップの緩和に寄与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9年間、同一集団と生活することによる人間関係の固定化</li> <li>中学生とともに生活することによる小学生高学年のリーダー性・主体性の育成の困難さ</li> </ul>

ウ) 区がめざす小中一貫教育のすがた 詳細は別紙2のとおり

区では、以下の4つの項目を目指すべきものとして、小中一貫教育を推進していく。

・9年間をとおした学び

小学校6年、中学校3年の学習内容を分断せず、9年間を一貫して見通すことで、学びのムダ・ムラをなくし、確かな学力を効率的に定着させる。

指導の専門性と継続性によって、子ども達の「なぜ?」と「もっと知りたい!」を引き出す。

・中1ギャップの解消

子どもたちの不安を解消し、安心・スムーズな進級で「中1ギャップ」を無くしていく。

進学的不安を「期待」に変え、小中一貫教育校の強みとする。

・豊かな人間性

施設が一体化することで、日常的に小中学生が交流する機会が生まれ、子どもたちの心を豊かに育む。

9年間という長い時間軸の中で、多様な人間関係を築き、社会性を大きく伸ばしていく。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した連携体制 小学校の先生が中学校へ、中学校の先生が小学校へと、子どもたちの学習状況や生活面での情報を継続的に共有する。 <u>学校と家庭が手を取り合って見守る体制を構築する。</u></li> </ul> <p>(3) 少人数指導について</p> <p>ア) 新時代の「あらかわの学び」を支える柔軟な学習空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての学校において、これまでの35人学級対応に加え、少人数指導やグループ学習へ柔軟に対応できる教室や、多様な学習形態を可能とするスペースを計画的に配置する。</li> <li>・これにより、児童・生徒一人ひとりに「きめ細やかな指導」が行き届き、誰もが落ち着いて主体的に学べる未来志向の学習環境を整備する。</li> </ul> <p>イ) ハードとソフトの両面で実現する質の高い教育体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替え後の施設機能を最大限に活かし、学校規模に応じた適切な教職員配置を維持・充実させる。</li> <li>・特に習熟度別少人数指導を担う教員を配置し、学級担任との連携のもとで、児童・生徒の可能性を最大限に引き出す指導体制の充実を図る。</li> </ul> <p>(4) 特別支援教育等の充実について</p> <p>ア) 建替えに合わせたハード面の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由のある児童生徒の負担軽減等の観点から、特別支援学級及び学級職員室を原則1階に配置する。</li> <li>・障がいの有無に関わらず日常的な交流や共同学習が促進されるような教室の配置とする。</li> <li>・気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペースや、多様な学習ができる教室に入りづらい児童生徒の居場所となる登校サポートルームを設置する。</li> </ul> <p>イ) 多様な学びができる場等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒の居場所や夜間学級等の様々な年齢や国籍の児童生徒が多様な学びを受けられる場等を検討していく。</li> </ul>
<p>今 後 の 予 定</p>	<p>令和8年4月 以降 関係する学校の保護者説明会等 (第七峡田小・第五中・尾久宮前小) 地域への説明</p> <p>8月 文教・子育て支援委員会(素案の報告)</p> <p>9月 パブリックコメントの実施</p> <p>11月 文教・子育て支援委員会 (パブリックコメントの結果及び計画の報告) 学校施設建替え計画策定</p>

第一期建替えロードマップ案

		第一期										第二期							
		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	
代替校舎	生涯学習センター（既存）	→		→		○第六日暮里小学校 代替校舎使用開始					○第二峡田小学校 代替校舎使用開始								
	第五中学校敷地内（新設）	→		→		○第七峡田小学校 代替校舎使用開始					○第四峡田小学校 代替校舎使用開始								
	荒川遊園B地区（新設）	→		→		○尾久宮前小学校 代替校舎使用開始					○赤土小学校 代替校舎使用開始								
	汐入東小学校（既存）							R15年度末 閉校予定		→	○瑞光小学校 代替校舎使用開始								
第一期対象校	第六日暮里小学校	→		→		生涯学習センター代替校舎					○小中一貫校供用開始 （諏訪台中学区の一部）								
	第七峡田小学校	→		→		第五中代替校舎					○小中一貫校供用開始 （第五中）								
	尾久宮前小学校	→		→		遊園B地区代替校舎					○新校舎供用開始								
	瑞光小学校	→		→		汐入東小代替校舎					○新校舎供用開始								
	第二峡田小学校	→		→		生涯学習センター代替校舎					○新校舎供用開始								
	第四峡田小学校	→		→		第五中代替校舎					○新校舎供用開始								

< 第二期 >

対象校	赤土小学校	→		→		遊園B地区代替校舎					○小中一貫校 供用開始 （第九中）							
	第六瑞光小学校										R20年度末 まで設置		→					

- : 構想・設計
- : 代替校舎改修・建設（解体含む）
- : 建替え（解体含む）

○第一期は、令和8年から令和17年までに設計に着手する小学校6校が対象。

○第二期以降の対象校は以下の予定だが、今後の学校施設の劣化状況、児童生徒数の推移、社会情勢等により建替えの順序を決めていく。

第二期対象校（R18～R27）

第三期対象校（R28～R37）

- 第二瑞光小学校
- 第一中学校
- 第三瑞光小学校
- 第四中学校
- 第六瑞光小学校
- 第五中学校
- 第九峡田小学校
- 第七中学校
- 尾久小学校
- 第九中学校
- 赤土小学校
- 大門小学校
- 第一日暮里小学校

- 第三峡田小学校
- 花の木幼稚園
- 第五峡田小学校
- 尾久西小学校
- 尾久第六小学校

第二期のロードマップはR12頃策定予定

## 荒川区がめざす小中一貫教育のすがた

## 9年間をととした学び

小学校6年、中学校3年の学習内容を分断せず、9年間を一貫して見通すことで、学びのムダ・ムラをなくし、確かな学力を効率的に定着させる。

**9年間の小中一貫教育カリキュラム**

小中の先生全員が、全学年の学習指導計画を共有・調整することで、復習や応用が最適なタイミングで行うことができる。

**中学校の専門性を活用**

中学校の理科、音楽、そして特に英語など、専門性の高い先生が小学校の指導にも積極的に関わる。

**荒川区の特色「英語教育」**

長年の英語教育の経験を活かし、9年間で系統的に指導することで、子どもたちが「使える英語力」を確実に身につけることができる。

指導の専門性と継続性によって、子どもたちの「なぜ？」と「もっと知りたい！」を引き出す。

## 中1ギャップの解消

子どもたちの不安を解消し、安心・スムーズな進級で、いわゆる「中1ギャップ」をなくしていく。

**環境の継続**

慣れ親しんだ校舎、顔見知りの先生方がいる環境で、中学校生活をスタートできる。

**学習の予習**

小学校高学年（5・6年生）の段階から、中学校の先生が一部の授業に関わり、学習スタイルや授業の難易度について少しずつ慣れることができる。

**心の準備**

環境が劇的に変わらないため、子どもたちは学習に集中でき、不安なく中学校のスタートラインに立つことができる。

**異年齢交流の充実**

小学校高学年としてリーダー性を発揮しつつ、中学生から「学び」、より高度なリーダーシップへと成長する機会を得られる。

進学への不安を「期待」に変え、小中一貫教育校の強みとする。

## 豊かな人間性

施設が一体化することで、日常的に小中学生が交流する機会が生まれ、子どもたちの心を豊かに育む。

**小学生の成長**

中学生の真剣な学習態度や、部活動に励む姿を間近に見ることで、「自分もこうなりたい」という目標や憧れを抱き、小学校生活を積極的に送ることができる。

**中学生の成長**

委員会活動や学校行事で、下級生を指導するなど、手本となることで、強い「責任感」と「優しさ・思いやり」が育まれる。

9年間という長い時間軸の中で、多様な人間関係を築き、社会性を大きく伸ばしていく。

## 一貫した連携体制

小学校の先生が中学校へ、中学校の先生が小学校へと、子どもたちの学習状況や生活面での情報を継続的に共有する。

**一貫した相談体制**

思春期における心や体の変化など、難しい時期の悩みも、9年間の成長過程を理解した先生が連携して相談に対応できる。

**切れ目のない支援**

万が一、子どもが学校生活でつまづいた際も、学校全体が一丸となって、継続的かつきめ細やかなサポートを提供する。

**複数クラスの確保**

一定のクラス規模を確保し、計画的なクラス替えを実施する。

子どもの大切な9年間を、学校と家庭が手を取り合って見守る体制を構築する。

7 荒区生第 9 8 1 号  
令和 8 年 3 月 5 日  
( 公 印 省 略 )

荒川区交通安全運動主催機関 各位

荒川区交通安全対策協議会事務局  
区民生活部生活安全課長

令和 8 年春の荒川区交通安全運動実施結果報告書の提出について（依頼）

日頃から、荒川区の交通安全事業にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年春の交通安全運動が 4 月 6 日（月）から同月 1 5 日（水）までの 1 0 日間実施されます。

つきましては、ご多用中誠に恐縮ですが、運動の結果を、別紙「令和 8 年春の荒川区交通安全運動実施結果報告書」にご記入の上、ご提出をお願いいたします。

#### 記

- 1 報 告 書 別紙のとおり
- 2 提出期限 令和 8 年 4 月 2 2 日（水）
- 3 提出方法 役所分庁舎 2 階、区民事務所までお持ちいただくか、  
下記の提出先に F A X または電子メールまたは専用フォームにてご提出ください。
- 4 提 出 先 区役所分庁舎 2 階  
生活安全課交通安全係担当：人見・佐藤  
電 話 3 8 0 2 - 3 1 1 1 内 線 4 8 9

FAX 0 3 - 3 8 9 1 - 8 8 9 2

電子メールまたは専用フォームでの提出：裏面参照

## 実施結果報告書を電子データでご提出希望の場合

交通安全運動実施結果報告書の提出方法について、電子メールでも提出出来るようにして欲しいとの要望が複数寄せられているため、FAX または郵送以外で、下記の方法でも受け付けられるようにいたしました。電子メールまたは専用フォームでの提出を希望される方は、下記の要領でご提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 電子メールで提出する場合

提出方法 荒川区ホームページ（下記アドレス参照）の専用ページから実施結果報告書（ワード文書）をダウンロードし、必要事項を入力して保存したデータを、提出先メールアドレス（専用ページにもリンクが貼られています）宛に送信してください。なお、件名は必ず「**令和8年荒川区春の全国交通安全運動実施結果報告書**」としてくださいますようお願いいたします。

専用ページアドレス（荒川区ホームページ）

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a014/koutu-houkoku.html>

荒川区ホームページのトップページの「探す」から、「自転車・コミュニティバス・交通」「交通安全」「令和8年度春の荒川区交通安全運動実施結果報告書（関係団体用）」からでも見る事ができます

提出先メールアドレス（上記専用ページ内にもリンクが貼られています）

[koutsutaisaku@city.arakawa.lg.jp](mailto:koutsutaisaku@city.arakawa.lg.jp)

#### 2 専用フォームに直接入力して提出する場合

パソコンから...電子メールで提出する場合の専用ページ（荒川区ホームページ）にリンクがございますので、そこから専用フォームに直接入力してください

スマートフォンから

...右の二次元コードをお手持ちのスマートフォン等で読み取り、専用フォームに直接入力してください



## 令和8年春の荒川区交通安全運動実施結果報告書

(令和8年4月6日(月)～4月15日(水))

主催機関名			
連絡先(電話)		担当者	

## 1 運動を推進するに当たり、開催した会議等

開催日	会議名	会議の概要・議題	出席者数(出席団体)

## 2 運動期間中に実施した行事・事業

実施日	行事・事業名	主な内容等	参加者数

## 3 今回の運動に関する反省・意見・次回以降への要望等

--

## 4 運動中にヒヤリハットした場所(交差点、歩道のない道路等)

--

お手数をおかけして誠に恐縮ですが、この実施結果報告書は、4月22日(水)までに区民事務所までお持ちいただくか、下記宛FAX若しくは電子メール又は専用フォームにてご提出をお願いします

電子メールまたは専用フォームでご提出の場合は、こちらをご覧ください



スマートフォン等から直接専用フォームでご提出の場合は、こちらから



FAX番号 03 - 3891 - 8892

電子メール : koutsutaisaku@city.arakawa.lg.jp

令和8年3月5日

各町会長・自治会長 殿

荒川区町会連合会  
会長 鳥飼 秀夫

### 東京アプリ 生活応援事業（東京ポイント）について

東京都が実施している本事業につきまして、利用を検討している町会員・自治会会員から町会長・自治会長に問い合わせがあった場合の対応として、概要や利用方法、注意点等を下記のとおり記載いたしましたのでご活用ください。

#### 記

- 1 東京都公式アプリ（通称：東京アプリ）  
令和7年2月17日にリリースされ、まずは社会的意義のある活動参加のためのポイント付与・交換など一部機能からスタートし、将来的に様々な手続きやサービスの利用申請も行えるアプリへと発展させ、都民の利便性向上の目指すもの。
- 2 東京ポイント（11,000）について
  - （1）概要 都立施設などのチケットや、キャッシュレス決済のポイントと交換
  - （2）期間 令和8年2月2日から令和9年4月1日まで
  - （3）対象者 マイナンバーカードをお持ちの15歳以上で、都に住民登録がある方
- 3 東京アプリの始め方と生活応援事業参加方法 別紙参照
  - （1）デジタル認証アプリの利用登録を予め行ってください。
  - （2）マイナンバーカードをお手元にご用意の上進めてください。
- 4 注意すべき事項
  - （1）ポイントは東京アプリをスマホに入れただけでは付与されません。生活応援事業への参加申込みが必須です。申込み後、数日から1週間程度で付与されます。
  - （2）都職員が本事業に関して直接訪問することや電話・メールで連絡することはありません。職員を騙った詐欺にご注意ください。
  - （3）本事業は令和9年4月1日まで実施されます。すぐに申込みをする必要はございません。アプリの使用が慣れた上でポイント申込みすることをお勧めします。

東京アプリをダウンロードして、マイナンバーカードによる本人確認で

# 11,000 東京 ポイント もらえる!

## 東京アプリ 生活応援事業

東京ポイントは、都立施設などのチケットや、  
日常のお買い物で使えるポイントなどと交換できます。

実施期間

令和8年2月2日～令和9年4月1日

対象者

マイナンバーカードをお持ちの15歳以上で、東京都に住民登録されている方

※ 東京ポイントは自動で付与されません。「東京アプリ 生活応援事業」への参加申し込みが必要です。

※ 東京ポイントは、「東京アプリ 生活支援事業」への参加申し込み後、数日から1週間程度で付与されます。



本事業に関する詐欺にお気を付けください。

東京都職員が本事業に関して直接お宅にお伺いすることや、電話やメールでご連絡することはありません。

### 「東京アプリ 生活応援事業」の参加準備

東京アプリの詳細はこちら



NFC対応  
スマートフォン

端末の対応OS  
iOS: 16以降  
Android: 11以降



東京アプリ

ダウンロードはこちら



デジタル  
認証アプリ

iOS版 Android版



マイナンバー  
カード

有効期限が切れて  
いないもの

詳しい参加方法

QRコードから、  
または次ページへ!



注意事項 ※東京ポイントは、条件を満たした場合に付与されます。※ポイント付与にはアカウント登録が必要です。生活応援事業に申し込み後、東京ポイントが付与される前にアカウント情報を削除(退会)した場合、または東京アプリにおいてマイナンバーカードの情報の利用を停止した場合には、東京ポイントは付与されません。※不正利用や規約違反が確認された場合、ポイント付与は無効となります。

※東京都公式アプリ、東京アプリ、東京ポイントは東京都の登録商標です。※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。※Apple、Appleのロゴ、App Storeは、米国および他国のApple Inc.の登録商標です。※Google PlayおよびGoogle Play ロゴは、Google LLCの商標です。

東京都

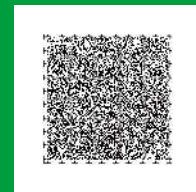
お問合せ先

東京都公式アプリ事務局

03-6901-7979

デジタル庁

デジタル認証アプリ利用中の  
不具合・トラブルお問合せ



音声コード Uni-Voice

# 東京アプリのはじめ方と生活応援事業参加方法



東京アプリの  
はじめ方動画はこちら

## ① 東京アプリの新規登録

### 1-1 メールアドレスとパスワード登録



#### 東京アプリ

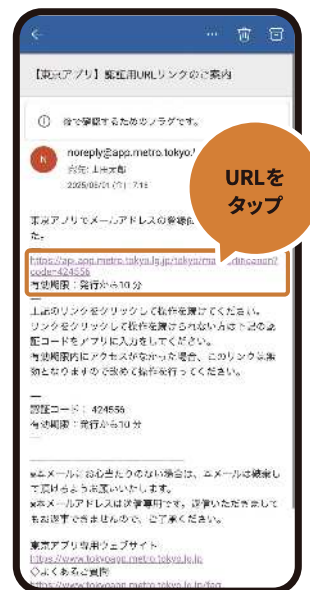
アプリを開き、〈新規登録 (初めての方)〉を押します。

#### 東京アプリ

メールアドレスとパスワードを入力し、以下の2項目を確認して〈送信〉を押します。

- ・ 東京都公式アプリ利用規約
- ・ 個人情報保護方針

### 1-2 メールアドレス認証



#### 東京アプリ

届いたメールを開いてURLを押します。

## ① 東京アプリの新規登録

### 1-3 SMS(電話番号)認証



#### 東京アプリ

電話番号を入力し、〈認証コードを送信する〉を押します。

#### 東京アプリ

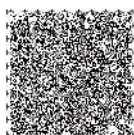
SMSに届いた6桁の数字を入力し、〈認証する〉を押します。

### 1-4 アカウント情報の登録



#### 東京アプリ

氏名、フリガナ、性別を入力し、〈アカウント情報を登録する〉を押します。



音声コード Uni-Voice

## ② 本人確認

### 2-1 東京アプリで本人確認

#### 本人確認へ進む前に

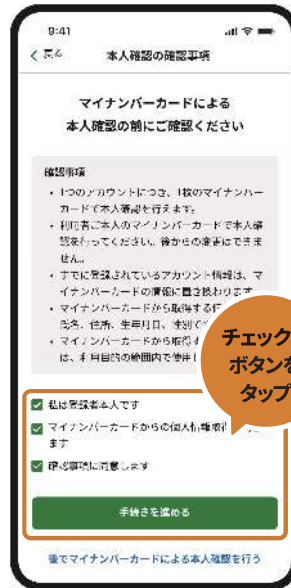
東京アプリで本人確認をはじめる前に、デジタル認証アプリの利用登録をしてください。

デジタル認証アプリの利用登録方法はこちら



#### 東京アプリ

東京アプリを開いて、〈マイナンバーカードによる本人確認〉を押します。



#### 東京アプリ

以下の3項目を確認し、〈手続きを進める〉を押します。

- ・私は登録者本人です
- ・マイナンバーカードからの個人情報取得に同意します
- ・確認事項に同意します



#### 東京アプリ

認証方法を確認し、〈次へ〉を押します。

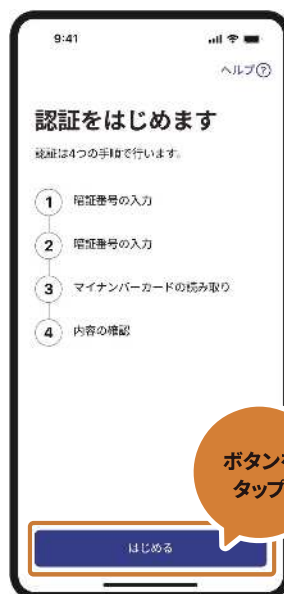
## ② 本人確認

### 2-2 デジタル認証アプリで本人確認



#### デジタル認証アプリ

デジタル認証アプリが自動で開かれるので、〈マイナンバーカードで本人確認〉を押します。



#### デジタル認証アプリ

〈はじめる〉を押します。



#### デジタル認証アプリ

画面の案内に沿って、以下を入力します。

- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号
- ・券面事項入力補助用の暗証番号

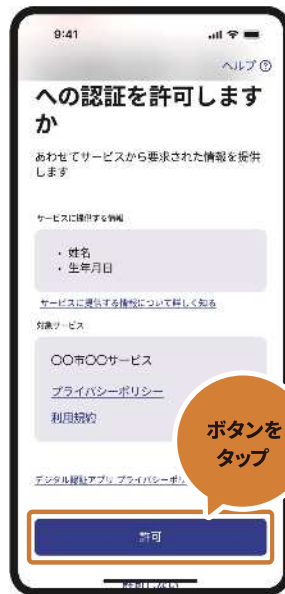
## ② 本人確認

### 2-2 デジタル認証アプリで本人確認



#### ④ デジタル認証アプリ

マイナンバーカードの上にスマートフォン背面上部を重ねて「読み取り開始」を押します。



#### ④ デジタル認証アプリ

サービスに提供する情報と対象サービスを確認し、「許可」を押します。



#### ④ デジタル認証アプリ

認証が完了したら、「利用中のサービスへ戻る」を押します。

## ③ 生活応援事業参加からポイント利用

### 3-1 生活応援事業参加とポイント受取



#### 📍 東京アプリ

東京アプリに戻ったら、本人確認は完了です。「東京ポイント」を申し込むを押します。



#### 📍 東京アプリ

生活応援事業への申込が完了です。

📍 **ポイント付与まで**  
数日～1週間程かかります。

### 3-2 ポイントを使う



#### 📍 東京アプリ

貯めたポイントは、下記等への交換にご利用いただけます。

- ・都立施設等のチケット
- ・キャッシュレス決済サービスのポイント

令和8年3月5日

各町会長・自治会長 殿

荒川区町会連合会

会長 鳥飼 秀夫

### 令和8年度「東京都 かわら版」に関する意向調査について

東京都と東京都町会連合会では、都の施策を都民に直接伝えるため、東京都町会連合会の会員である町会・自治会の御協力の下、町会・自治会の掲示板を通じて情報を発信する事業「東京都 かわら版」を実施しています。

令和8年度の事業実施に当たり、下記のとおり御協力いただける町会・自治会の調査依頼がありました。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、意向調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 事業内容

都民の安心安全につながる都の施策を都民に直接伝えるため、町会・自治会の御協力を得て、町会掲示板を通じた情報の発信（東京都 かわら版）を実施予定です。

都が作成する広報物（A4サイズ）を年4回、御協力いただける町会・自治会に配布しますので、保有する掲示板へ可能な限り1か月以上の掲示をお願いします。

#### 2 掲示について

（1）サイズ：A4（1町会あたり10枚）

（2）スケジュール：年4回（5月、8月、11月、2月）の掲示を依頼予定

#### 3 事務交付金

（1）協力町会・自治会に、10,000円を交付（荒川区町会連合会に入金）

（2）荒川区町会連合会に、1,000円×協力町会・自治会数の事務交付金を交付

（3）東京都町会連合会に1,000円×協力町会自治会数の事務交付金を交付  
年4回の掲示が要件

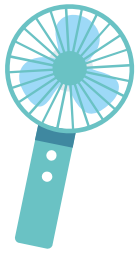
問い合わせ

荒川区町会連合会事務局

荒川区区民課庶務係 担当:関沢

電話 03-3802-3111(内線2513)

捨て方を間違えると  
火災の危険がある製品(例)



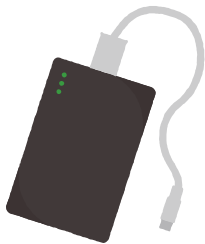
小型扇風機



スマートフォン



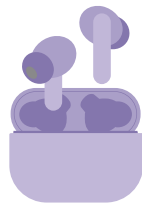
コードレス掃除機



モバイルバッテリー



電子たばこ



ワイヤレスイヤホン

お住まいの区市町村の  
分別ルールに従って  
捨てましょう!



詳細はこちら

リチウムイオン電池の火災が急増!!



東京都

かわら版

第4号

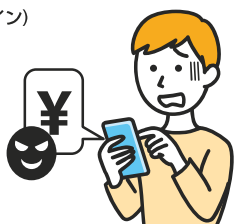


電話、メール、SMSによる  
架空請求に気を付けて!

- 相手に連絡しない
- お金を払わない
- 不安を感じたら ☎188へ  
(消費者ホットライン)



詳細はこちら



花粉情報を掲載!  
東京都アレルギー情報navi.

- 花粉の飛散状況
- 花粉症の基礎知識
- 花粉カレンダー など



詳細は  
こちら



令和8年2月4日

各町会・自治会 様

東京都生活文化局  
都民生活部地域活動推進課

## 外国人住民向けポケットカード及びチラシの活用について

東京都では、在住外国人の方に生活に必要な情報や相談窓口をわかりやすく知っていただくとともに、外国人への声掛けのきっかけとしてご活用していただけるよう、「外国人住民向けポケットカード」を配布しています。

町会・自治会の皆様におかれましては、新たに地域へ転入された外国人の方や、日本での各種手続き等が分からずお困りの外国人の方などがいらっしゃいましたら、円滑なコミュニケーションの一助として、ぜひ本カードをご活用ください。

また、あわせてチラシも配布していますので、地域にお住まいの皆様への周知等にご活用いただければ幸いです。

「外国人向けポケットカード」及びチラシについては、各町会・自治会においてご希望の部数をお送りしますので、是非お申込みください。

カード及びチラシの内容 : 別紙1・2のとおり

申込方法 : 以下 URL または QR コードから

申込フォームに必要事項を入力してください。

URL : <https://logoform.jp/form/tmgform/1009239>



申込フォームからのお申込みが難しい場合は、以下担当まで直接ご連絡ください。

【担当】

東京都生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課  
事業連携担当 川内・宮下・佐藤

電話: 03 - 5320 - 7738 (平日 9時から17時まで)

メール: Keizo\_Sato@member.metro.tokyo.jp

<p>大きさ</p>	<p>名刺サイズ、両面カラー刷り</p>	
<p>デザイン</p>	<p><b>【表】</b></p>	<p><b>【裏】</b></p>
<p>概要</p>	<p>東京で生活する外国人のための情報をまとめたポータルサイト(東京都多文化共生ポータルサイト)のコンテンツを紹介しています。QRコードから、吹き出しに対応するページに直接アクセスできます。</p> <p>例) ごみの出し方は?  <b>区市町村のごみ捨てルールをまとめた一覧ページに遷移します。</b></p>	<p>東京で生活する外国人のための電話相談窓口(東京都多言語相談ナビ)を紹介しています。</p> <p>やさしい日本語を含む14言語で対応します。</p> <p>在留資格のこと、生活のこと、病院のこと、学校・仕事のことなど、何でも相談できます。通話料金は無料です。</p>
<p>URL</p>	<p>東京都多文化共生ポータルサイト(TIPS) トップページ  <a href="https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/index.html">https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/index.html</a></p>	<p>東京都多言語相談ナビ(TMC Navi)  <a href="https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/soudan/navi.html">https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/soudan/navi.html</a></p>

## こんなことを感じていませんか？



隣に住む外国人にごみ出しルールを伝えたいけど、声を掛けづらいな …



地域活動に外国人をどうやって巻き込んだらいいかな …

そんな外国人も、実は悩みを抱えているかもしれません

たくさん情報があって、どこから情報を得たらいいか、どこに相談したらいいか分からない



## 外国人住民への声掛けのきっかけ作りに 外国人住民向けポケットカード を使おう

とう きょう せい かつ がい こく じん じょう ほう  
東京で生活する外国人のための情報  
Useful Information for Foreign Residents in Tokyo

QRコードからアクセス可能

**TIPS for Tokyo Life**  
Tokyo Intercultural Portal Site

ごみの出し方は？ イベントに参加したい！  
日本語を勉強したい！ 地震のときどうする？

とう きょう と そう せい だん  
東京都つながり創生財団  
Tokyo Metropolitan Foundation "TSUNAGARI"

こま でん わ  
困ったとき、電話をください！  
Feel free to call us if you need assistance!

**0120-142-142**

げつ よう び きん よう び こ めん じ こ じ  
月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで  
Monday through Friday, 10:00 a.m. to 4:00 p.m.

いろいろな言葉で話せます。  
Available in various languages.

とう きょう と た げん こ そう だん  
東京都多言語相談ナビ  
Tokyo Multilingual Consultation Navi

0円 FREE

- ✓ QRコードから、ごみの出し方、日本語の勉強の仕方等の生活情報にアクセス
- ✓ フリーダイヤルの外国人向け相談窓口を紹介

## 近所に住む外国人に手渡してみよう

★こんなメリットがあります★

- ・ゴミ出し等のトラブル解決に
- ・地域での顔の見える関係づくりに
- ・ゆくゆくは外国人が地域活動の担い手に



### 【お問い合わせ】

東京都生活文化局 都民生活部  
地域活動推進課 多文化共生推進担当  
TEL:03-5320-7738

カードの  
お申込みは  
こちら→



## 助成の対象とならない事業

- ・物品購入や施設整備を目的とした事業（例：町会会館の修繕）
- ・娯楽や式典を主な目的とする事業（例：慰安旅行、花火大会）
- ・神事や仏事の実施を目的とする事業（例：宗教的な祭礼）
- ・参加が一部住民に限られる事業（例：町会の役員のみが参加する催し）
- ・東京都外で実施する事業・専門業者に全面的に委託する事業 など

## よくある質問

**Q** 申請に必要なものは何ですか？

**A** 申請書、事業計画書、収支予算書のほか、団体の会則・規約、役員名簿、前年度の決算・事業報告書が必要です。

**Q** 助成金はいつもらえますか？

**A** 事業終了後、実績報告書類を都に提出していただいた後、約2ヶ月後に町会・自治会の口座に振り込みます。

**Q** 交付決定前に実施するイベントは対象になりますか？

**A** 事業の主たる部分の実施時期が交付決定時期よりも前に終了する事業は対象になりません。

**Q** 複数の町会や、他団体と連携をする際の注意事項は何ですか？

**A** イベント当日のみの参加や単なる手伝いにならないように、企画段階から事業終了まで連携して取組を進めることが必要となります。

**Q** 事業実施に当たり注意が必要なことは何ですか？

**A** 実績報告に必要となるため、宛名やただし書きが正しく記載されている等の要件を満たした領収書を受領してください。  
また、助成金で購入した物品等を事業で活用した写真が必要となるので、撮影を忘れずに行ってください。

## 地域の底力発展事業助成 電話相談窓口 03-5388-3166

東京都生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

FAX 03-5388-1331

メール S1161202@section.metro.tokyo.jp



令和8年度 町会・自治会の地域活動を応援します！

# 東京都地域の底力 発展事業助成

例えば、

住民の交流につながるお祭りや防災訓練などに活用いただけます。



助成限度額 **24万円** ※単一町会の場合  
(詳しくは内側をご覧ください。)

助成率 1/2、10/10

(初めて申請される場合10/10になるなど、条件により異なります。)



### 申請期間は年4回

第1回 2月20日～3月4日

第2回 4月16日～4月30日

第3回 7月16日～7月31日

第4回 9月16日～9月30日



※1団体当たり年度内に1回のみ申請ができます。

※ 対象団体は、区市町村において登録・把握されている町会・自治会です。  
(自治会として活動をしていても対象とならないケースがあります。)

 東京都生活文化局

## 助成の対象となる事業の要件は？

- 1 申請団体の町会・自治会が主催していること  
→実行委員会形式の行事は対象になりません。
- 2 多くの地域住民（非会員含む）が参加する取組であること
- 3 年度内に実施し、完了するものであること

## 申請が多い事業は？

- 1 住民同士の交流イベント  
(夏祭り、盆踊り、餅つき、桜祭りなど)
- 2 防災活動  
(防災訓練、防災講習会など)
- 3 デジタル活用  
(デジタル機器の使い方講習会、町会イベントの配信など)

## 助成の対象、対象外となる経費は？

事項	対象となる例	対象外の例
謝礼金	○専門家講師謝礼 ○公演団体謝礼	○町会・自治会の役員や内部団体への謝礼 ○協力する町会員への謝礼金
打合せ経費	○打合せのペットボトル飲料代	○喫茶店等での飲料代 ○アルコール類、茶菓子・お弁当などの飲食費
物品購入費	○事務用品類 ○参加賞、景品 ○模擬店、炊き出し訓練等で、調理して食品を提供する場合の食材費	○備蓄用、補充・補てん用の物品 ○調理済み惣菜等、アルコール類 ○敬老記念品などの贈答品 ○金券類（図書カード等） ○娯楽性が高い物品（カラオケ機器等）
印刷経費	○チラシ・ポスターの印刷経費 ○看板の印刷費	都への報告のための印刷、現像代
役員費	○紅白幕のクリーニング代 ○案内状などの切手代、郵送料 ○物品などの運搬費用 ○保険料（イベント保険等） ○道路使用許可手数料	○ガソリン代・交通費 ○駐車場代 ○光熱水費（電気代、水道代、ガス代等） ○ホームページの更新手数料 ○電話代・インターネットの通信費
委託料	○舞台設営・撤去の委託経費	○総事業費の5割を超える委託料等
レンタル・リース料	○会議室使用料 ○音響機材レンタル料	○総事業費の5割を超えるレンタル・リース料
工事費	○電気工事 ○照明工事	○倉庫設置工事 ○エアコン設置工事 ○総事業費の5割を超える工事費

## 申請では事業区分が設定されています。申請主体によって限度額は異なります。

事業区分	助成限度額	
<b>A</b> 地域の課題解決のための取組		
<b>B</b> 東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組	区市町村の範囲を超えた町会・自治会の連合組織（東京都町会連合会） 区市町村を単位とする町会・自治会の連合組織（〇〇区町会連合会、〇〇市自治会連合会等） 一部地域を単位とする町会・自治会の連合組織（〇〇地区町会連合会等） 単一町会・自治会	
区		→ 240万円
分		→ 120万円
		→ 24万円
<b>B-S</b> 東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組（デジタル活用支援）		
<b>C</b> 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組	申請団体（単一町会・自治会） → 60万円	
<b>D</b> 単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会、自治体等を除く。）と連携して実施する地域の課題解決のための取組	申請団体（単一町会・自治会） → 36万円	

申請の方法や、申請書様式のダウンロード、申請に当たっての注意事項など  
詳細は、都のホームページにてご確認ください。

地域の底力

